

【一般職業紹介の状況】

求 職

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求職者数	270	199	713	▲13.5	▲16.4
有効求職者数	1,263	831	432	▲6.7	▲11.1

求 人

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求人数	989	779	210	45.7	23.3
有効求人数	2,567	1,747	820	8.4	16.4

求 人 倍 率

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求人倍率	3.66	3.91	2.96	1.49	1.18
有効求人倍率	2.03	2.10	1.90	0.28	0.48

紹 介 ・ 就 職

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
紹介件数	375	284	91	▲6.3	▲2.8
就職件数	92	69	23	▲24.6	▲12.4

(▲は減少)

求人倍率：求職者に対する求人の比率

(新規求人倍率＝新規求人数／新規求職者数 有効求人倍率＝有効求人数／有効求職者数)

【雇用保険の状況】

雇用保険適用

区 分	男	女	計			うち事務組合委託
				対前月比	対前年比	
適用事業所数			1,030	0.2	4.7	327
資格取得者数	170	119	289	▲22.4	13.3	29
資格喪失者数	144	123	267	▲7.0	▲13.9	27
被保険者数	14,827	8,021	22,848	0.1	5.1	2,219

雇用保険給付

区 分	受給資格	決定件数	受給者	実人員	支給額 (千円)	
		対前年比		対前年比		対前年比
一般求職者給付	67	▲27.2	258	▲12.5	26,949	▲10.9
高齢求職者給付	10	100.0	11	22.2	2,529	3.7
短期特例一時金			0	—	0	—
再就職手当			31	▲40.4	10,270	▲37.5
就業手当			1	▲88.9	18	▲99.1

賃金情報(中途採用時・職業別)

職業別	項目		一般			パート				
	求人賃金		求職賃金			求人賃金		求職賃金		
	上限	下限	性計	男	女	上限	下限	性計	男	女
職業計	282,397	185,092	198,333	208,934	181,315	930	863	844	905	834
管理的職業										
専門的・技術的職業	298,493	200,575	204,285	211,428	190,000	1,295	1,043	1,006		1,006
事務的職業	261,114	165,479	167,105	191,250	160,666	893	806	807	900	797
販売の職業	349,892	186,303	230,000	239,333	160,000	912	838	755		755
サービスの職業	276,906	200,229	169,130	196,000	161,666	881	827	811		811
保安の職業			140,000	140,000						
農林漁業の職業	226,000	145,500	300,000	300,000						
生産工程の職業	228,653	179,975	240,322	198,846	456,000	1,110	1,110	807	833	787
輸送・機械運転の職業	226,241	182,029	199,411	201,250	170,000	1,250	1,250	750	750	
建設・採掘の職業	295,450	200,170	183,333	183,333		1,425	1,425	1,000	1,000	
運搬・清掃の職業	183,546	165,493	176,800	191,875	150,000	809	800	840	1,000	800
分類不能の職業			228,823	253,076	150,000			845	1,000	814

* この情報は、当月中に受理した求人及び求職に係る賃金で、一般の場合は基本給及び定額的に支払われる手当の合計額、パートの場合は時間額です。

* 求職賃金は、一般は希望月額で、パートは希望時間額です。賃金額は、求人・求職いずれも税込み額です。

* 金額は、いずれも平均額で、「-」は対象データがないことを表示しています。

職業別 求人・求職の状況

職業別	項目			パート		
	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
職業計	1,482	831	1.78	695	432	1.61
管理的職業	2	2	1.00	0	0	0.00
専門・技術的職業	176	93	1.89	52	41	1.27
事務的職業	202	221	0.91	22	126	0.17
販売の職業	309	79	3.91	143	29	4.93
サービスの職業	330	63	5.24	326	61	5.34
保安の職業	0	8	0.00	1	3	0.33
生産工程の職業	182	115	1.58	25	23	1.09
輸送・機械運転の職業	109	58	1.88	11	2	5.50
建設・採掘の職業	81	29	2.79	4	2	2.00
運搬・清掃等の職業	84	92	0.91	107	93	1.15
その他の職業	7	71	0.10	4	52	0.08

* 求人数、求職者数、求人倍率は全て月間有効数を対象にしています。

* 一般、パートとも常用(臨時等は除く)です。

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、**従業員45.5人以上**に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点

②

平成33年4月までには、**更に0.1%引き上げ**となります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前^{*}に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。

